

厚木市温室効果ガス等の排出削減に配慮した電力入札等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第4条の規定の趣旨にのっとり、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るための電力入札等の実施について必要な事項を定めるものとする。

(電力入札)

第2条 本市が行う電力入札について、電気事業者の温室効果ガス等排出削減に関する取組を評価基準として入札参加資格に反映させることにより、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力入札を実施する。

(評価)

第3条 本市が行う電力入札に参加を希望する電気事業者は、別表1 厚木市温室効果ガス等排出削減配慮項目評価基準（以下「評価基準」という。）により算定し、その評価点を厚木市温室効果ガス等の排出削減に配慮した電力入札評価点数報告書（以下「報告書」という。）に記載し、年度ごとの別に定める期間内に市長に提出するものとする。

2 市長は、電気事業者から提出された報告書の内容を確認し、評価点が50点以上の電気事業者を入札参加資格を有する者と認定する。

3 市長は、入札参加資格の有無を厚木市温室効果ガス等の排出削減に配慮した電力入札参加資格通知書により電気事業者へ通知するものとする。

(入札)

第4条 電力入札は指名競争入札とし、前条第2項の規定による入札参加資格を有する電気事業者から指名するものとする。

(随意契約)

第5条 本市が行う電力受給契約のうち、随意契約の場合は、契約する電気事業者が第3条第2項による入札参加資格があること又は別表2に示す評価基準を満たしていることとする。ただし、第4条による入札が不調になった場合は、この限りでない。

(事務処理)

第6条 本要綱に係る事務処理は、地球温暖化防止主管課において行う。

附 則

この要綱は、平成24年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 3 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

厚木市温室効果ガス等排出削減配慮項目評価基準

項目		数値等	配点
(1) 前年度の 1kwh 当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数(kg-CO2/kWh) (調整後排出係数)		0.300 未満	60
		0.300 以上 0.350 未満	55
		0.350 以上 0.400 未満	50
		0.400 以上 0.450 未満	45
		0.450 以上 0.500 未満	40
		0.500 以上 0.550 未満	35
		0.550 以上 0.600 未満	30
		0.600 以上	0
(2) 前年度の未利用エネルギーの活用状況		0.675%以上	10
		0 %超 0.675%未満	5
		未活用	0
(3) 前年度の再生可能エネルギーの導入状況		7.50%以上	20
		5.00%以上 7.50%未満	15
		2.50%以上 5.00%未満	10
		0 %超 2.50%未満	5
		導入していない	0
(4) 環境配慮 の取組状況	環境マネジメントの導入	導入している場合	5
	環境報告書の発行	発行している場合	5

注 1 「前年度の 1kwh 当たり全電源平均二酸化炭素排出係数(kg-CO2/kwh)（調整後排出

係数)」とは、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数）とする。該当する係数がない場合、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に基づき環境大臣及び経済産業大臣から二酸化炭素排出係数が公表されていない電気事業者は、当該電気事業者が自ら検証・公表した二酸化炭素排出係数を用いることができるものとする。

注2「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。）をいう。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。

- (1) 工場等の廃熱又は排圧
- (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号。)で定める新エネルギーに該当するものを除く。）
- (3) 高炉ガスその他の副生ガス

注3「前年度の未利用エネルギーの活用状況」とは、次の方法により算出した結果が0より大きい場合を「活用」とし、0の場合を「未活用」とする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

$$\begin{array}{l} \text{(算定方式)} \\ \text{前年度の未利用エ} \\ \text{ネルギーの活用状況 (\%)} \end{array} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

注4「前年度の再生可能エネルギーの導入状況」とは、次の算定方式で求められる数値とする。

$$\begin{array}{l} \text{(算定方式)} \end{array} = \frac{\text{(1)} + \text{(2)}}{\text{(3)}} \quad \text{(単位は全て kWh)}$$

- (1) 前年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量
- (2) 前年度に他者より購入した再生可能エネルギー電気（固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気を除く。）の利用量
- (3) 前年度の供給電力量（需要端）

注5 環境マネジメントの導入状況とは、自社において ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入しており、かつ、発電事業に関する環境改善を「環境方針」等と言及していることをいう。

注6 環境報告書の発行状況とは、小売り電気事業者等の環境への取組をまとめた「環境報告書」を作成しているとともに、かつ、発電事業に関する活動状況が記載されていることをいう。環境報告書では、環境配慮促進法に定める「環境報告書の記載事項」に掲げる項目を満たすことを要件としている。

別表 2（第 5 条関係）
 随意契約に係る評価基準

項 目	基準値
前年度の 1 kwh 当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数(kg-CO2／kWh)	0.422 未満

注 1 電気事業者の実二酸化炭素排出係数又は調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数）とする。該当する係数がない場合、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に基づき環境大臣及び経済産業大臣から二酸化炭素排出係数が公表されていない電気事業者は、当該電気事業者が自ら検証・公表した二酸化炭素排出係数を用いることができるものとする。